

令和7年10月21日
国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所

国道17号 法師大橋の片側交互通行の実施について【第1報】

国道17号法師大橋（ほうしおおはし）（群馬県利根郡みなかみ町永井地先）において、橋梁の点検を行った結果、橋桁に損傷が確認されたため、令和7年10月21日（火）13時から片側交互通行規制により応急作業を行います。

高崎河川国道事務所では橋梁の適切な維持管理のために橋梁点検を実施していますが、この度、国道17号法師大橋（群馬県利根郡みなかみ町地先）の点検において、橋桁に損傷が確認されました。

このため、令和7年10月21日（火）13時から片側交互通行規制を行い、応急作業を行います。

応急作業が完了するまでの間は、終日片側交互通行規制を行います。

道路利用者の皆様方にはご迷惑おかけしますが、交通規制へのご協力をお願いいたします。

また、交通規制の解除の時期については、改めてお知らせします。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 刀水クラブ・テレビ記者会 高崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 高崎河川国道事務所

電話：027-345-6000（代表） メールアドレス：ktr-akagi@mlit.go.jp

副所長 江波戸（えばと）（内線204）

道路管理第二課長 黒岩（くろいわ）（内線441）

国道17号 法師大橋の片側交互通行について

位置図



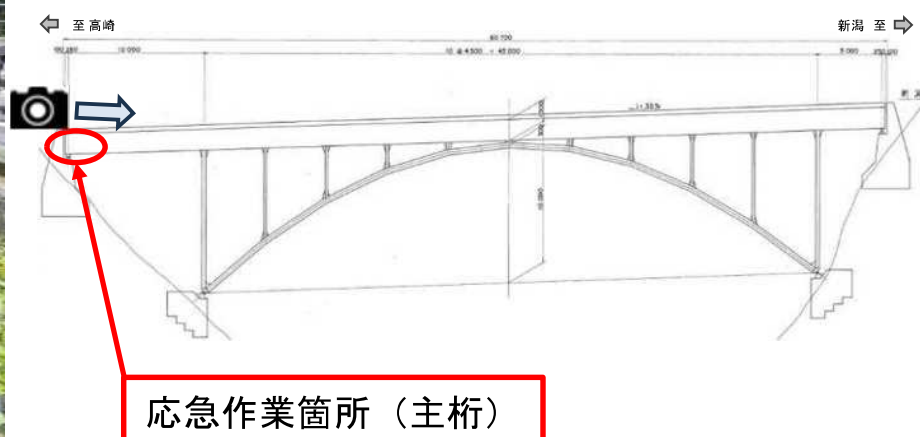
規制箇所



法師大橋全景



法師大橋側面図



横断面図

